

令和5年12月18日
株式会社 但馬銀行

「証券取引規定集」の改定について

当行は、令和5年度税制改正にともなう新NISA制度における変更に対応するため、令和6年1月1日（月）より下記のとおり証券取引規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

一、改定日

令和6年1月1日（月）

二、改定する規定

1. 証券取引規定集

- (1) 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定（「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する規定」から名称変更）
- (2) 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する規定
- (3) 「たんぎん投信自動積立」取扱規定
- (4) 自動けいぞく（累積）投資規定
- (5) 特定口座規定

三、主な改定内容

令和6年1月以降に設定される特定非課税管理勘定（成長投資枠）および特定累積投資勘定（つみたて投資枠）にかかる内容を追加します。

なお、改定内容の詳細につきましては、次をご参照ください

- ・ [新旧対照表（下線は変更部分）](#)
- ・ [証券取引規定集](#)

以 上

本件に関するお問い合わせ
但馬銀行 営業統括部 0796-24-2180
受付時間／平日 9:00～17:00
（ただし、銀行休業日を除く）